57

《修士論文要旨》

中男作物制に関する一考察	
	*石 井 友理恵
中男作物制とは一般的には養老元年十一月二十二日格によって、そ	については「高級織物の生産」「調での不足分の補完」「調制における
れまであった調副物(調に付随して正丁に課された副次的な税)と中	負担の均一化」「収集の効率化」「農民の負担軽減」「人民への教化」
男の正調を廃止し、その代わりとして中男の雑徭によって収取する	「馴致」「調副物徴収を人別賦課から集団賦課への変更」等といった
(足りない場合は正丁の雑徭も用いる)とする格から始まったとされ	見解があり、また品目の形成に関しては中男作物の前身である調副物
る制度である。この中男作物制は律令には見られない制度であり、ま	以外に調雑物・贄との関連を位置づける研究が多く、それぞれ批判し
とまった史料としては主として『延喜式』主計寮にその品目がみられ	あう一方で調雑物・贄双方が関連するとされる見解や税目のうちどれ
る他には平城京などから出土した荷札木簡、そして律令にその前身と	かが関係しているというものではないという今までとは異なる見解も
される調副物の規定がみられる程度である。	みられている。
そのため、その成立理由や品目の形成において奈良時代から延喜式	このような先行研究がなされている中で現段階における問題点はこ
段階まで空白があることから、当初は中男作物と強くかかわる税目で	の中男作物制が成立した時期が養老元年十一月格によるものとする見
あるとされる調制や贄制といった研究の一部で検討がなされ、それを	解が多数であることだと考える。これは養老元年十一月格を一から解
下地として中男作物制単独の研究も多々なされるようになった。その	釈することでわかることだが養老元年十一月格は中男作物を制定する
研究の中心は中男作物が成立することとなった理由と延喜式段階の中	ことを目的とした格ではないのである。この解釈は先行研究ですでに
男作物に規定される品目がどの税目の影響を受けているのかという二	指摘されていることであるにもかかわらず、この格を以て中男作物が
点である。この二点について様々な見解がみられており、成立の理由	成立したとするのは再検討を要するものであるといえる。さらに延喜

平成24年度 *文学研究科文化財史料学専攻

奈良大学大学院研究年報 第19号 (2014年)

式段階の中男作物の品目形成に関するこれまでの検討も関連があると	た。さらに
される税目を網羅しているとは言えないことからこの点においても改	譜を引いて
めて検討をすることとした。	関連してい
この二点を検討した結果、まず中男作物制の成立時期は正史と荷札	調雑物を補
木簡の二点から検討すると天平宝字六年の段階ではまだ税目としてで	作物と同様
はなく中男の集団労働による「官主用料等物」である一方で大同三年	む税目であ
の段階には中男作物がすでに税目の一つとして扱われていたといえよ	とからこれ
う。この期間の間で中男作物が税目として成立したとしてそのきっか	立とともに
けとなったのは何であったかと考えると延暦十四年の雑徭の半減が関	特に中男作
わっているのではないかと考えた。養老元年十一月格と延喜式段階の	ることから
中男の違いは前者が中男の雑徭を用いたものであるのに対し、後者は	亀五年段階
中男一人当たりの個人賦課に編介していることにあると言える。つま	税目として
り、税目制度として成立するに当たり中男作物は集団賦課から個人賦	用いるとい
課に変化していると言えるのである。これには雑徭による収集が困難	とするには
になったためではないかとした。	言えない形
さらに延喜式段階の中男作物の品目の形成に関係する税目を検討し	
たが先行研究で述べられるような強い関連性というのはみられないと	
した。これは先にあげられていた税目と中男作物の品目を比較した結	
果であるが、その双方であてはまるものもみられる一方でそうではな	
い品目が多かったことに起因する。そのため中男作物の品目の形成に	
おいてはその元となった「官主用料等物」に調雑物や贄が含まれてい	
るのは確かであるが、それが主なものといは言えないものであるとし	

ルとなった。 际に養老元年十一月格において廃止された調副物の品目を含 **Eではこの二つが「官主用料等物」であり、** それぞれ別の税目として再構築されたものであると考えた。 =完するものであったとされるものである。これらには中男 より検討を要するものであり、 '成立していなかったとした。一方で交易雑物のみが正税を `起源を同様として見ることは確かであり、その史料から宝 -物と年料別貢雑物その品目が列挙されている史料がみられ らは元たどると「官主用料等物」であり、 り、それは中男作物に含まれない品目もみられる。そのこ いるであろう年料別貢雑物・交易雑物の二つのほうがより .中男作物の品目の形成おいては同じ「官主用料等物」の系 う異なる収取がなされているため、 るのではないか。この二つの税目は双方ともに中男作物や のちの研究の課題とせざる 同様の起源をもつ税目 中男作物がまだ 中男作物制の成

58